

NPO法人の届出等における 住民票の提出について



設立の認証や役員の変更等の届出などの際に、要件を満たせば住民票の提出が不要となります。

1. 住民票の提出が不要となる手続き

- ①設立の認証（NPO法第10条）…手引きP13
- ②役員の変更等の届出（NPO法第23条）…手引きP60
- ③合併手続（NPO法第34条）…手引きP106

特定非営利活動法人の
設立及び管理・運営の手引
発行：宮崎県総合政策部



2. 住民票の提出が不要となる要件

所轄庁である宮崎県が住民基本台帳ネットワークで本人確認できる
場合に限り、住民票の提出が不要となります。

住民基本台帳ネットワークでの本人確認ができなかった場合には、住民票の提出が必要となります。氏名及び住所の記載に誤りがないよう、十分ご注意ください。住民基本台帳ネットワークの利用を希望しない場合は、従来通り、住民票を提出してください(取得日から6か月以内のもの)。

住民票で記載事項を確認の上、住民票の表記のとおり、氏名及び住所を記載してください。

【例】氏名（新字・旧字・異字体）

高橋 ⇔ 高橋 宮崎 ⇔ 宮崎 真 ⇔ 眞 広 ⇔ 廣

地番・住居表示

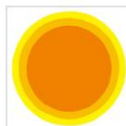
2丁目10番1号 ⇔ 2丁目10番地1 ⇔ 2-10-1

集合住宅

〇〇ハイツ101号室 ⇔ 〇〇ハイツ101号 ⇔ 〇〇ハイツ101

(注) 県に提出する場合の対応となります。

権限移譲市町については、各市町に御確認ください。



日本の
ひなた
宮崎県

宮崎県総合政策部
生活・協働・男女参画課 協働推進担当

☎0985-26-7048